

## 湯河原町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,668円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,676円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,024円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u>  <u>83,520円</u>  <u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が120万円未満である者であり、か</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 82,500円</u></p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者 99,000円</u></p>	<p><u>つ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 90,480円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 104,400円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者 112,200円</u></p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者 125,400円</u></p>	<p><u>((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者 111,360円</u>  <u>ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>  <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 118,320円</u>  <u>ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>  <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>次のいずれかに該当する者 125,280円</u>  <u>ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p><u>の</u>  <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者 132,240円</u>  <u>ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>  <u>の</u>  <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者 139,200円</u>  <u>ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>  <u>の</u>  <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの規定により定める額は、125万円とする。</u></p> <p><u>3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの規定により定める額は、200万円とする。</u></p> <p><u>4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの規定により定める額は、400万円とする。</u></p> <p><u>5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの規定により定める額は、600万円とする。</u></p> <p><u>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,800円とする。</u></p> <p><u>7 前項の規定は、第1項第2号に</u></p>	<p><u>除く。)</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 146,160円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 153,120円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,836円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>26,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8 第6項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、<u>第6項中「19,800円</u>」とあるのは、「<u>46,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至</p>	<p>掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,836円</u>」とあるのは、「<u>33,756円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4 第2項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、<u>第2項中「19,836円</u>」とあるのは、「<u>47,676円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割りにより算定した保険料の額</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="236 286 746 499">った被保護者等該当規定による保険料の額が保険料の賦課期日において課された保険料の額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="209 555 355 589">4 (略)</p>	<p data-bbox="810 286 1321 544">の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が保険料の賦課期日において課された保険料の額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="778 555 925 589">4 (略)</p> <p data-bbox="874 600 986 633">附 則</p> <p data-bbox="826 645 1002 678">(施行期日)</p> <p data-bbox="770 689 1313 768">第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="826 779 1002 813">(経過措置)</p> <p data-bbox="770 824 1313 1081">第2条 この条例による改正後の湯河原町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。</p>	